

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市左京区鞍馬本町 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年 2月27日まで			
事業課（所）名	左京土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	106
落石防止網工	式	1	落石予防工	式	1
仮設工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、落石危険箇所において落石防止対策を実施することにより、車両及び歩行者の安全を確保するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年5月	
基 準 適 用 年 月	2025年5月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地以外	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
落石雪害防止工	落石予防工	ロープ 掛工	材工共		箇所	418,400	材工共	
落石雪害防止工	落石予防工	ロープ 伏工	材工共		箇所	813,300	材工共	
落石雪害防止工	落石予防工	小割除去工	静的破碎, 材工共		m3	441,400	材工共	
落石雪害防止工	落石予防工	残土等処分	破碎岩		m3	13,000	処分費	
仮設工	樹木伐採工	樹木伐採 (参考数量)	30cm≦C<60cm		本	22,470	施工費	
仮設工	樹木伐採工	樹木伐採 (参考数量)	60cm≦C<90cm		本	44,940	施工費	
仮設工	樹木伐採工	樹木伐採 (参考数量)	90cm≦C<120cm		本	83,220	施工費	
仮設工	樹木伐採工	樹木伐採 (参考数量)	120cm≦C<150cm		本	132,100	施工費	
仮設工	樹木伐採工	樹木伐採 (参考数量)	150cm≦C<180cm		本	198,100	施工費	
仮設工	樹木伐採工	樹木伐採 (参考数量)	180cm≦C<210cm		本	264,100	施工費	
仮設工	樹木伐採工	伐採木運搬	枝葉		t	12,920	施工費	
仮設工	樹木伐採工	伐採木運搬	幹		t	12,920	施工費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
仮設工	モノレール工	モノレール (参考数量)	材工共		箇所	5,562,000	材工共	
共通仮設費	役務費	借地料			式	49,516	借地料	
落石雪害防止工	落石防止網工	金網・ロープ 架設工	施工費		m2	2,708	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	ワイヤゲリッパ 設置工	施工費		個	601.8	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	岩部用セメントアンカー設置工	施工費		本	31,200	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	掘止アンカー設置工	施工費		本	15,600	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	B型ロケットアンカー設置工	施工費		本	30,800	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	岩部用ボケット支柱設置工	施工費		本	38,310	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	土砂部用ボケット支柱設置工	施工費		本	37,720	施工費	
落石雪害防止工	落石防止網工	材料費			m2	18,730	材料費	
構造物撤去工	構造物取壊し工	処分費	廃路盤材		m3	8,160	処分費	
構造物撤去工	構造物取壊し工	残土等処分	土砂		m3	5,040	処分費	

設計内訳書 (1)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削 （参考数量）	土質：土砂, 施工方法：上記以外（小規模）, 施工数量：小規模（標準）	m3	80				（概）	
仮設道路舗装工		式	1					
舗装準備工		式	1					
不陸整正	補足材料の有無：無し	m2	390				（概）	
アスファルト舗装工		式	1					
上層路盤 （車道・路肩部）	材料：再生粒度調整砕石 RM-30, 全仕上り厚：100mm, 施工区分：1層施工	m2	390				（概）	
基層 （車道・路肩部）	平均幅員：3.0m超, 1層平均仕上厚：50mm, 材料：再生粗粒度アスコン(20), 瀝青材料種類：アライムコート PK-3	m2	390				（概）	
表層 （車道・路肩部）	平均幅員：3.0m超, 1層平均仕上厚：40mm, 材料：再生密粒度アスコン(13), 瀝青材料種類：クックコート PK-4	m2	390				（概）	
排水構造物工		式	1					
側溝工		式	1					

設計内訳書 (1)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打側溝 （一般部）	基礎碎石、型枠、コンクリート、鉄筋、目地板、水抜きパイプ、現場内小運搬の有無：無し	m	44				(概)
現場打側溝 （グレーチング部）	基礎碎石、型枠、コンクリート、現場内小運搬の有無：無し	m	4				(概)
グレーチング	作業区分：据付け、蓋版（各種）、規格・仕様区分：40を超え170kg/枚以下	枚	4				(概)
落石雪害防止工		式	1				
落石予防工		式	1				
ロープ掛工	材工共	箇所	1				
ロープ伏工	材工共	箇所	2				
小割除去工	静的破碎、材工共	m3	2				
積込（ルーズ）	土質：土砂、作業内容：平均施工幅1m以上2m未満	m3	2				(概)
土砂等運搬	土砂等発生現場：標準、積込機種・規格：バックホウ山積0.45m3（平積0.35m3）、土質：軟岩	m3	2				(概)
残土等処分	破碎岩	m3	2				
仮設工		式	1				
樹木伐採工		式	1				

設計内訳書 (1)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木伐採 （参考数量）		30cm≦C<60cm	本	5				
樹木伐採 （参考数量）		60cm≦C<90cm	本	14				
樹木伐採 （参考数量）		90cm≦C<120cm	本	17				
樹木伐採 （参考数量）		120cm≦C<150cm	本	10				
樹木伐採 （参考数量）		150cm≦C<180cm	本	7				
樹木伐採 （参考数量）		180cm≦C<210cm	本	2				
伐採木運搬		枝葉	t	13				
伐採木運搬		幹	t	32				
処分費		枝葉	t	13				
処分費		幹	t	32				
モノレール工			式	1				
モノレール （参考数量）		材工共	箇所	1				
交通管理工			式	1				

設計内訳書 (1)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員	交通誘導警備員B, 昼間	人日	30				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の21.6%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
役務費		式	1				
借地料		式	1				内 1号
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				

設計内訳書 (1)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書 (2)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良			式	1				
排水構造物工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り （参考数量）		土質：土砂, 施工方法：上記以外（小規模）	m3	30				（概）
埋戻し （参考数量）		施工方法：上記以外（小規模）, 土質：土砂	m3	20				（概）
落石雪害防止工			式	1				
落石防止網工			式	1				
金網・ロープ 架設工		施工費	m2	654				
ワイヤ割リップ 設置工		施工費	個	112				
岩部用セメントアンカー設置工		施工費	本	3				
裾止アンカー設置工		施工費	本	1				
B型ロケットアンカー設置工		施工費	本	29				
岩部用ボケット支柱設置工		施工費	本	2				

設計内訳書 (2)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂部用ボット支柱設置工		施工費	本	22				
材料費			m2	654				
舗装工			式	1				
アスファルト舗装工			式	1				
上層路盤 （車道・路肩部）		材料:再生粒度調整碎石 RM-30, 全仕上り厚:200mm , 施工区分:2層施工	m2	24				(概)
上層路盤 （車道・路肩部）		再生AS安定処理(25), 平均幅員:1.4m未満(仕上厚50mm超100mm以下), 1層平均仕上厚:100mm, プライムコート PK-3	m2	24				(概)
基層 （車道・路肩部）		平均幅員:1.4m未満(仕上厚50mm以下), 1層平均仕上厚:40mm, 材料:再生粗粒度アスコン(20), タックコート PK-4	m2	24				(概)
表層 （車道・路肩部）		平均幅員:1.4m未満(仕上厚50mm以下), 1層平均仕上厚:30mm, 材料:再生密粒度アスコン(13), タックコート PK-4	m2	24				(概)
区画線工			式	1				
熔融式区画線 （実線・15cm）		熔融式手動, 規格・仕様区分:実線15cm, 塗布厚:1.5mm, 熔融式塗料規格:含有量15%～18%, 白	m	48				(概)
コンクリート構造物			式	1				
土間コンクリート工			式	1				
土間コンクリート		基礎碎石, 型枠, 溶接金網, コンクリート含む, 現場内小運搬の有無:無し	m	9				(概)

設計内訳書 (2)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1				
作業土工			式	1				
埋戻し （参考数量）		施工方法:最小埋戻幅4m以上	m3	80				(概)
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し		無筋構造物,機械施工,時間的制約の有無:無し,夜間作業の有無:無し,低騒音・低振動対策:必要	m3	13				(概)
舗装版切断		舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	50				(概)
舗装版破碎		アスファルト舗装版,障害等の有無:無し,騒音振動対策:必要,舗装版厚:15cm以下,積込作業の有無:有り	m2	390				(概)
舗装版破碎		アスファルト舗装版,障害等の有無:無し,騒音振動対策:必要,舗装版厚:15cmを超え35cm以下,積込作業有り	m2	24				(概)
殻運搬		殻発生作業:舗装版破碎,積込工法区分:機械(対策不要厚15cm超)又は必要	m3	39				(概)
殻運搬		殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物とりこわし,積込工法区分:機械積込	m3	13				(概)
廃路盤材運搬		積込区分:機械積込,DID区間の有無:無	m3	44				(概)
土砂等運搬		土砂等発生現場:小規模,積込機種・規格:バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)	m3	7				(概)
殻処分		殻種別:アスファルト殻	m3	39				

設計内訳書 (2)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	13				
処分費	廃路盤材	m3	44				
残土等処分	土砂	m3	7				
防護柵工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模)	m3	7				(概)
埋戻し (参考数量)	施工方法:上記以外(小規模), 土質:土砂	m3	6				(概)
防護柵設置工		式	1				
ネットフェンス撤去・設置	施工費, 既設再利用	m	72				(概)
仮設工		式	1				
仮設工		式	1				
工事用ガードフェンス設置・撤去 (H形鋼併用)	材工共	m	48				(概)
工事用ガードフェンス設置・撤去	材工共	m	22				(概)

設計内訳書 (2)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
街灯撤去・設置		施工費	基	2				(概)
樹木撤去・設置		施工費	本	2				(概)
伸縮ゲート撤去・設置		施工費	m	9				(概)
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B, 昼間	人日	126				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の11.9%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
運搬費			式	1				

設計内訳書 (2)

工事名	災害防除（京都広河原美山線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設材運搬費	片道運搬距離:12.7km, 製品長区分:12m以内, 運搬割増率:0, 積込み、取り出し(往復分)	t	4.5				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	借地料						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
借地料(一式入力)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 災害防除（京都広河原美山線）工事

工事場所 京都市左京区鞍馬本町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線 及び 地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	準幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所付近	2 名	交通誘導警備員 B 2 名	昼 間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第6条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
落石防止網工	材料費	落石防止網使用材料各種

第7条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第8条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
落石防止網工	ポケット支柱設置 アンカー設置	支柱の根入れ長
落石防止網工	アンカー設置	アンカー引張試験

4 建設副産物に関する事項

第9条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県大津市和邇中字口射矢坪 666 番 1 他	設計運搬距離 L = 22.4 km
アスファルト塊 （掘削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町 395-1 番他	設計運搬距離 L = 2.5 km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静市野中町 395-1 番	設計運搬距離 L = 2.5 km
建設発生木材 （枝葉・幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号 第 45-1-2 号地	設計運搬距離 L = 24.1 km
破碎岩	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 大阪府枚方市北山一丁目 8 番 1 号	設計運搬距離 L = 34.7 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社 Two-Seam 京都市北区上賀茂十三石山 75	設計運搬距離 L = 5.6 km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第 10 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他(As 舗装他)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第11条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の50日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

第12条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第13条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第14条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第15条（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における道路・河川工事現場の標示施設の設置協力）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する道路・河川工事においては、現場の標示施設に「国土強靱化5か年加速化対策」である旨を明示する。

なお、明示に当たっては、以下の「標示施設イメージ（案）」を参考にする。

〇〇の工事をしています。 ご協力をお願いします。	
(対策又はプロジェクト名等)	
〇〇〇〇のため、 〇〇の工事をしています	
工事期間：令和〇年〇月〇日まで	
きょうじんか 国土強靱化対策工事 (5か年加速化対策)	
発注者	京都市建設局 〇〇〇〇部〇〇〇〇課・所 電話 **－****－****
受注者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 **－****－****

標示施設イメージ（案）

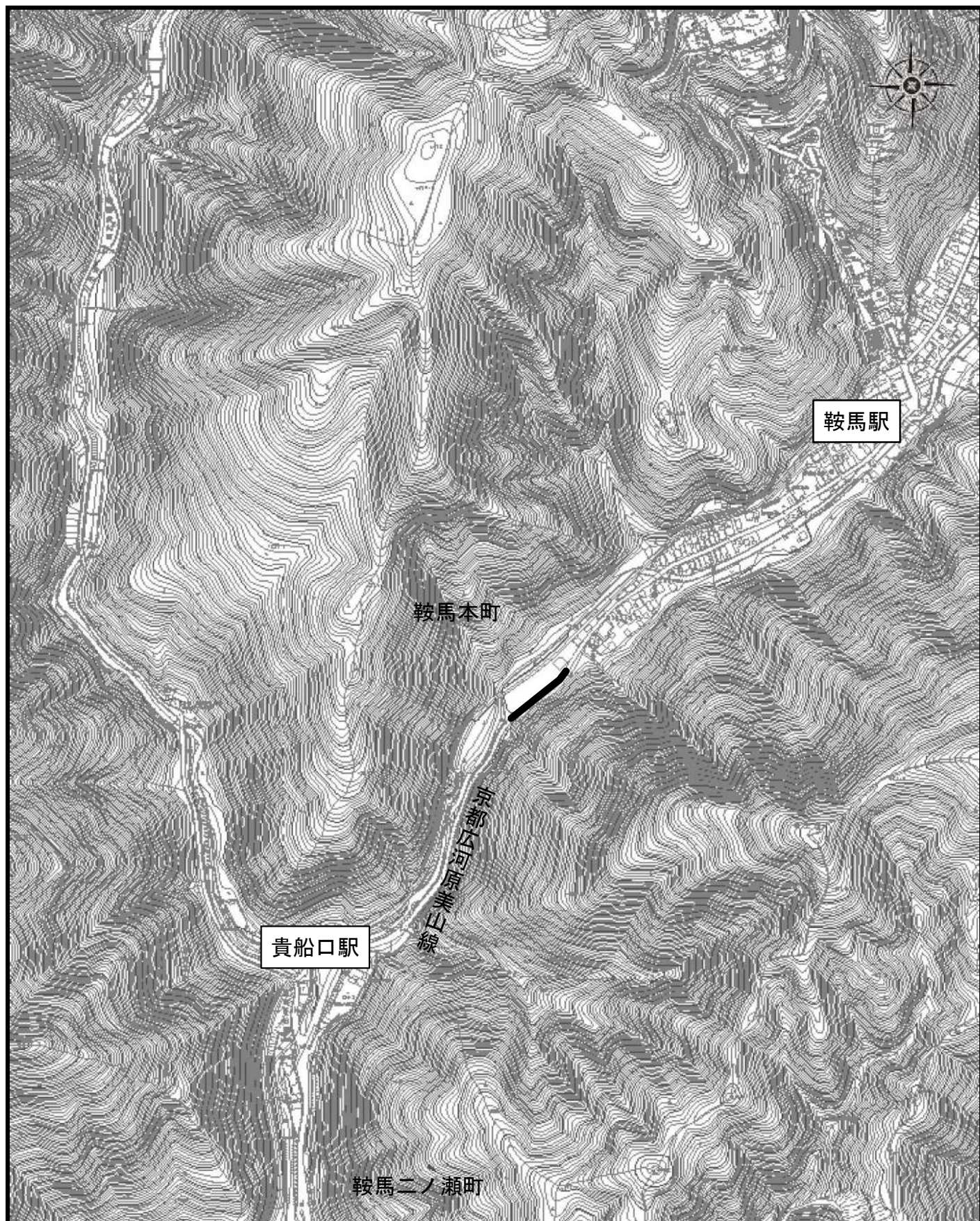
第16条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第17条（その他）

落石防止網工について、材料を発注する前に現地確認を行い、数量の変更の有無を監督職員に報告すること。

箇所図



—— 施工箇所